

文久元年辛酉(1861)三月

【803頁】43B

【801頁】42B

御心入を以萩御用所御用迄被仰付有之 遂其節
 難有仕合ニ奉存候処 又候 またぞろ 御心入を以萩御用所
 御筆者見習役被仰付身ニ糸リ難有仕合ニ奉存候然ル
 所 前断之趣ニ付 御断可申出と相考申候得共
 御心入を以被召仕候儀者忘却仕候而ハ不相濟儀と差扱
 出勤仕候 然る処年来眼病之気味ニ而御座候
 去秋より別而魯にぶク相成 夜中共ハ至極無覚束
 仕合ニ而当惑仕間 何卒此上之

【802頁】43A

御憐愍を以御差繰被仰付被遂候ハ、引ノ保養仕
 似合之御奉公申上度奉存候 ケ様之儀申出之段ハ深ク
 奉恐入候得共 前断旁之趣不任心底 無よんどころなく 扱御断
 申出候ニ付 此段御序之節宜様御取成被成可被下候
 奉頼候 以上

三月十六日

横田文右衛門

同廿日右気分相やいニ付断出之儀 御差繰難被為成被差留候条
 遂其節候様手紙を以申来り候ニ付早々令沙汰候事

同十七日

親類此分 梅地 金輔
 尾木 市郎兵衛より
 彦右衛門儀
 願ニ?小

「有田彦右衛門」に追記したものと考えられるか、読解文の順序がおかしい。

米	四斗五升也	有田	彦右衛門
米	三斗五升也	御組中間	弥三助
同	三斗五升也	同ノ	末松
同	三斗五升也	同ノ	浅右衛門
同	三斗五升也	同ノ	孫平
同	三斗五升也	同ノ	文右衛門
同	三斗五升也	同ノ	興平

【804頁】44A

右之人数より至極難渋ニ付 秋返納ニテ御貸米被仰付被下
 候様覚書を以願出候事 尚又中間分之儀ハ須佐在郷両證人
 より覚書差出候事

三斗也

有田 彦右衛門

式斗宛

中間六人

右同廿二日願書之通り御貸米被仰付候段申来り候ニ付
 令沙汰候事

同日 御組中間 嘉平

米式斗也

右難渋一付御貸米願出候得共 実八嘉平百姓之極難之分

【805頁】 44B

自身之分ニ願出候得共 願不相叶御願書下り候事已後
見渡一毛可相成ゆあいなるべくしるしおき記 置候事

付り 右様之趣者 御賣米之御払共願出候八其節之
御見計いを以御免被仰付候事も有之様承り候事

同廿一日

谷本新右衛門養子一梅地金助弟義馬儀 内輪不折合ニ
付違変之儀 願之通り被遂御免之段申来り候一付早速
令沙汰候事

【809頁】 45A

同廿四日

一 田村順左衛門娘死去ニ付届 尚知せと親類中尾
寛右衛門を以届出候事 付り 同人儀当年御米方
役所勤一付職座へ別段届出候事

文久元年辛酉(1861)三月

同廿六日

一 同人儀娘死亡ニ付身柄かのもの氣中と罷居候 然儿處
当御米方役所勤二付彼者忌御免被仰付候段
手紙を以申来り候事

【注】御米方役 = おんこめかたやく(益田家の年貢米出納を司る役)

【807頁】 45B

1頁白紙

【808頁】 46A

同日

増野 勝太組
御中間 千吉
右内輪取 治メ方之儀一付 御聞込之趣
有之先追込被仰付候事

西ノ三月廿六日

右之通り申来り候一付 早速令沙汰候事

【809頁】 46B

同廿七日

一 米四斗五升也 内田権右衛門

文久元年辛酉(1861)三月〜四月

右内輪難渋 其上父久右衛門只様病氣二付無よんどころなく 拋秋返納

二ツ書之通御貸米 親類内田勝三郎・右川要左衛門
兩人より願出候事

同廿八日

一 米四斗也

内田権右衛門

右之通り御貸米被仰付候段申来り候二付 早速令

【60頁】47A

沙汰候事

四月朔日

一 石津伝右衛門儀御用二付 今日出萩相成候二付留守組頼置二付
今朝證人石川興兵衛 拙宅参り候事

同二日

覚

一 米三斗也

御中間 徳兵衛

一 二斗五升也

御中間 彦助育 和助

【注】育 = (は)くみ(他人を養子とし、又は養子となること)で、家督とは関係なく、これによつて立身又は縁付などの条件を良くすることを目的とする戸籍関係である。武士などが百姓町人を育にすることは多く行われ、また庶民の間にも育の関係は存在した。

【61頁】47B

右之銘々兼而難渋二候處当年至いたってさしつかえ 而差 問之段申出候二付 何卒格別之御心入を以秋石返納二ツ御貸米被仰付被下候様奉願候 此段御序之節宜様御取成被成可被下候 奉頼候 已上

月日

中村惣兵衛

同日

瀬尻組

御中間

千吉

右

【62頁】48A

御聞込之趣有之 此内追込被仰付置候處 御心入を以被遂御免候 尤御詮議筋も有之先 御役場所勤之處 被差留候条 旁可 相心得候事 右之通り明朝致沙汰候様申来り候二付 令沙汰候事

同三日

一 石津組内難渋二付 御貸米願出之徳兵衛分二斗 彦助育 和助 江式斗御貸 下被仰付候段申来り候二付

令

沙汰候事

【64頁】48B

同十六日

石津組

一 米式斗五升也

石川 瀬平

一 " 式斗宛

氏名一同願出候得共
不及御詮議候事

御中間 久左衛門育

種蔵

濱廻 久蔵

" 良左衛門

" 弥左衛門

右当春至極難渋二付 秋石返納ニ御貸米願出

候處 一ツ書之通御貸 下被仰付候二付 令沙汰候事

【注】濱廻 (はままわり)

【94頁】49A

同十八日

一 組内中間五郎左衛門中 續 和平儀過ル八日石州美濃地ニ而源平場

文久元年辛酉(1861)四月

一而不都合之儀之彼 あれこれ 是評判有之 実事彼 かのもの 者不都合場所
立合 其上番役之者と公論出 口論しゅうたいつい 来終一少々彼 かのものてこめ 者手籠られ候
様子二付

組内中間より右五郎右衛門相合 御役所勤仕苦敷段證人迄
願出候 尚其 砌 みぎり 中間之文右衛門世倅助助之儀 其場所行
懸り見受候處 半間内之儀二付 中二立候處 矢張彼 かなた 方源平
人数共寄集り 無有無此者出迎ニ無 まぢがいなし 間 違と申 勘助とも

【注】中継 (なかつぎ) 幼年の相続者が成長するまで一時家督を継ぐこと、また
その人。
美濃地 島根県益田市美濃地町。現在120世帯、人口342人の町。
源平場 何のこと? 丁か半か二組で勝負するサイコロ賭博場の事ではない
か。源平は赤白二組で勝負すること。

【65頁】49B

同様二取 とりしまり 候由二付 右両人組内より同様申出候段
證人横田秀五郎申出候二付早速職座迄致内談
置候事

同日

五郎右衛門中継

和平

文(右)衛門世倅

勘助

右両人之儀先当分御番勤之處 致差繰五郎右衛門
文(右)衛門両人御番勤ニ罷出候様授置候事

文久元年辛酉(1861)四月〜五月

【696頁】50A

同廿一日

瀨尻組御中間 文右衛門世倅

甚助

同断ノ

五郎右衛門中継
和平

右御聞込之趣有之 先追込被仰付候条

此段可有御沙汰候 已上

右之通り申来り候二付 早々致沙汰

候事

【697頁】50B

付り 是迄右様被仰付候節者打廻り 後附被差出候間

旁左様御心得二而可有御沙汰段申来り候得共 今日者

右之文言無之二付書かきおとし 落共二て候哉之段致詮議候處書

落二候而有之候事

五月二日

石津伝右衛門組内

一 米二斗

御中間

繁左衛門

一 〃二斗

濱廻ノ

茂平

一 〃 一斗五升
一 〃 一斗五升

同ノ

御中間

書き落とし?
五郎右衛門

【698頁】51A

右兼かねて而難決之處 当年別べっして而取り渡方六ヶ敷候二付

御貸米願出候處 一ツ書之辻被仰付候事

同日

瀨尻柴草山一件左之通り

一 大峠おおたおより西ヶ河内邊都合組内取切之場所柄二而組内

申合せ 其年之場所見合せ火込候而 柴草刈り取候儀

往古 奥後より先例二候事 右之場所柴草者勿論 少々牛

之草一荷二而 組内之植田相濟候迄者 脇方よりとゞ者一向

【注】大峠おおたお = 萩市田万川、上田万の地名。
西ヶ河内 = (たしがかわち) 萩市田万川地区上田万の西ノ河内のことと思われ。

【699頁】51B

鎌差留候事 右田植二而相濟候上者 牛之草一荷刈り又少々

之山奥へ者一日干之草位者大目二見来り候尤是者申候而も

田畠受場平者一向二からせ不申段 已前より行成一候事

一 焼切之節も勿論組内申合せ 時分相考焼切候 夫を申而も

郷ノ庄屋畔頭之懸り合一向無之候 尤城じょうやま 山之焼切者郷よ

り

一 焼切候 其焼ケ小口より瀨尻方者 組内焼切候場所ニ而候事
西ケ河内ニ而者御木屋ニ不被申所 郷地平右衛門受ニ而畠少々
有之

増野藤右衛門方給地ニ而有之候事

【注】 行成ニゆきなりニとがらの成り行き。

城山ニ(じょうやま)田万川町の中央、中小川友信と上田万村瀨尻の境にある山。標高308m。隣の支峯が鹿ヶ嶽(しがたけ)城。田万川町史278頁) 御木屋(おんこやかた)ニ材木及び作事植樹等を管する役(もりのしげり)30頁)

【100頁】 52A

右之通り過ル^{安政六〇〇}年^{〇〇}から郷庄屋と懸合有之候處 当春

上田万庄屋堀野徳十郎方江 組内先例之通りニ而脇方

之採用差^{さしとめ} 留候間 旁其段致承知候様 地下打廻り之

小右衛門を以申入候事 委細承知之仕候段 打廻り返答

致候後 当春郷地開作ノ長右衛門世倅大^{おおたお} 峠江参り其外

津守七兵衛下人三人西ケ河内江参り ぬす^{せしめ}ニ刈令^{せしめ}為候一付

早速組内畔頭半六を以差^{さしとめ} 留色々取^{とりしまり} 勿論刈草者押

置候事 右一付上田万庄屋堀野徳十郎より何か其儀ニ付

【注】 開作ニ萩市田万川地区上田万の地名。

【101頁】 52B

願書役所迄差出候由脇方より聞江候^{きこえ}一付 早速在郷證人

横田秀五郎呼出 古来より之行成致詮議 前書之通り

文久元年辛酉(1861)五月

為己後見渡 記置候事

付り 郷内ニ而開作邊ニ永出之節者 牛草など不如意ニ而

刈り取六ヶ敷なり候申事ニ毛有之由ニ候得共 是者

同所前方

ニ而開作之後平 小川境迄草刈り場余分有之

牛ノ草位者さて置 田ノ入草迄かり候ハ場所之由ニ

候事

【注】

小川境ニ(おがわさか)田万村と小川村の村境。街道沿いの村境は上田万村小田谷と小川村の足谷の間で現在の地名で言つと上組付近か。一里山があつた(御国廻御行程記)。また、中小川友信と上田万瀨尻との間にある城山の支峰鹿ヶ嶽(しがたけ)が両村の村境だつた。結局、現在地の確認は困難だが、この柴草刈り事件の舞台は、瀨尻の後方城山山麓一帯の山地であつたと思われ。

【102頁】 53A

同十六日

増野勝太組

御中間五郎右衛門中継

和平

右

御聞込之趣有之先達而先追込被仰付置候處 追々

詮議被仰付候得者 先月八日石州美濃地罷越

御制禁之懸勝負取強^{かけ} 殊一穢多^{えた}之者と及

争論 終一耻辱を受候次第御家人之身分ニ

【103頁】 53B

文久元年辛酉(1861)五月

甚はなはだもつてあるまじき
以有間敷儀重畳不謂事一候 就而者此余重
御咎も可被仰付事一候得共 此度之儀者偏二
御慈悲を以被遂御寛免御家人被召放 身元引取
被仰付 已来御領内之外 他出被差留候事

西ノ五月

増野勝太組

御中間丈衛門世倅

甚助

【104頁】54A

右

御聞込之趣有之——前同断 石州美濃地罷
越 同心之和平不届之儀有之 穢多之者と及争
論候處右令荷擔終一不可 通耻辱を受候段御家人之
身分と々甚はなはだもつてあるまじき 以有間敷儀重畳不謂事一候 就而者
此余重御咎おも可被仰付事一候 得共 此度之儀者 偏二
御慈悲を以被遂御寛免已来身柄御用二無之候事

【105頁】54B

増野勝太組

御中間 丈衛門

右世倅甚助事 御聞込之趣有之 先達而先
追込被仰付置候處 追々詮議被仰付候得者先月八日
美濃地罷越 身分をも不 并 不届之次第有之
身柄御用二無御座段沙汰被仰付候 其方兼々
身方不宜 緩せ之事二就而御咎おも可被仰付事二

【106頁】55A

候得共 偏一御了簡を以無其儀御叱り被仰付候事

西ノ五月

増野勝太組

御中間

五郎右衛門

右中継和平事 不謂趣有之御家人被召放身
元引取被仰付候条 旁相心得可申候事

西ノ五月

【107頁】55B

前書之通り御土居呼出二而令沙汰候様授有之
候一付早速證人緒方弥左衛門を呼申置き候事

付り 緒方弥左衛門より在郷證人横田秀五郎江

申遣候處 同人より令沙汰候事 尤当職座よりも

為見かしめ 後附者人 打廻り者人 被差出候事

右之通り 孰も謹 而御受申上候段 届出候一付 其段 致届出候事

付り 萬事御咎事 里過文書を八付も役座へ差返候事

【注】みかしめ＝取り締まること。監督すること。

【108頁】56A

一 前書之趣も有之 已来石州領者 勿論御国と申而も何か

祭りなど人多々敷場所江 其当日罷越候儀

組内士分者 勿論中間分男女共可 差 留候萬一無 抛用

事有之節 其当日前後繰合せ参り不申候 差懸急用

有之節者 在郷之證人迄届出之上 可罷越段證人

緒方弥左衛門より横田秀五郎迄申遣し候様申附候事 尤

御組内之儀者 格別二而候得共 何も行状正敷不

都合無之様肝要二而 此段何も不心得無之様致沙

汰せ候事

【109頁】56B

同十九日

瀬尻組

手明 伊右衛門

右当秋 御番手御供被仰付候事

文久元年辛酉(1861)五月

右之通り手紙を以申来り候一付 早々令沙汰候事

一 石津伝右衛門組御中間 三右衛門 当秋

御番手之印御守印持と御供被仰付候段沙汰相成候處 御詮議之趣有之御銀子才料と被召連候

【注】御守印持(こしゆいんもち)御朱印持。室町江戸時代に、武將が花押の代わりに公文書に用いた朱肉の印、またその公文書。

御銀子才料(おぎんすず?)御銀子方 現金の出納を司る役。「才料」は「辛領」同じ。責任者、監督者。

【110頁】57A

之段手紙を以申来り候一付 是又令沙汰候事

同廿二日

一 石津傳右衛門組御中間 九郎左衛門儀當秋御参府之

御供被仰付候處 氣分相 内輪難渋二付内断之趣

願之通り被遂御免候段申来り候一付 早々令沙汰候事

一 御中間伊右衛門儀 當秋御参府御供被仰付候處

氣分相一付無 抛御断申出候一付願之通り御免

【111頁】57B

被仰付候一付 令沙汰候事

付り 伊右衛門儀 一昨年之御参府之節も御供

被仰付候得共 氣分相一付御断申出候由一付 最早度々

之儀一付得と令詮議候處 成程無余儀内輪一病人

有之儀一付 願之通り申出前条通り候事

文久元年辛酉(1861)五月

六月廿五日

一 差紙有之候二付御土居罷出候處 益田三郎左衛門方授
相成候趣者 前一拜見候通り瀬尻柴草山一件二付

【112頁】58A

上田万庄屋堀野徳十郎より願書差出候二付 組内
よりも古來行成先例之処書出候様授有之候二付 早々
右之通り爰こゝもと元證人緒方弥左衛門江申附候事

同廿七日

一 前書之趣二付芝山一件書出候事 扱ひかえ

覚

一 瀬尻芝山草之儀者古來より取切と心得 村中打寄
焼切仕 外そとむき 向より者加勢吉人も受る例無之所柄二付

【113頁】58B

留山二ノ立置 かり取時分二至り日柄も極 前日山押?之
沙汰仕 當日未明地下一同二罷出 銘々勝手二
かり取仕 数年来行成之事

付り 右留山場所一昨年かり取時分二毛不至内

上田万村より多人数入込 芝原刈かり取仕候處

留置 瀬ゆきなり 形之儀も有之事候得共 上田万
勝手二かり取り之儀も出 来不申 弥いよいよ 差留候儀
庄屋堀野徳十郎當春申入相成 徳十郎

【注】 留山 = どのやま 伐木を禁じた山。江戸時代には、領主が山林を經營するため、農民の入会権を奪い、或いは制限した山。御留山。立山。明山
芝原 = 芝原地名か一般名詞か?
行形 = (ゆきなり)在り来たり、しきたり、慣例、あるがままの意。

【114頁】59A

答二御組御先例と被仰聞候二付而者 申分無之承知申訳
仕候と受込候處 又當年も三四人かり取二参り候事
差 留候事さしとめ

一 せ尻干草一件二付而者行形ゆきなりも有之 かり取時分二
至りせ尻鎌入仕候處 相聞候時者四五日相立
上田万村からも一通り干草刈取り参り 勿論右受之
場所を外し平二正り かり取仕候事 其節より追々
日々之牛之かい草 折節一荷かり此両条之外

【115頁】59B

参り候例 無これなく之候事

付り 過る1818~1830文政年中 干草 せ尻鎌入不仕内

上田万より多人数入込 干草かり取仕 段々

石受之内にも入込かり取 何共手荒参り懸り

二付堀野徳十郎父久左衛門儀せ尻 畔頭五郎左衛門

を以 前断ノ手荒参り懸り二付 一向二差 留候処

久左衛門申分二 石受之場處へ入込候段者 甚

不相濟 然る時者 せ尻鎌入相成候当日

【116頁】 60A

御知せ被成候ハ 追々心持を以刈りニ参り可申と申出

候處 是 以承候之儀ニ候得共 其儀不 相 調せ尻

鎌入相聞候ハ 四五日も差扱 追々参り候様及

懸合候處 久左衛門承知仕乍 尔 峯雄上り候 而者

干草ニ相成不申 先中邊之處とちらも宜敷相内

候様五右衛門江頼入ケ様之懸り相出 来仕候而者不相濟

都合能参り候様 若不都合之儀も御座候ハ 御

之被付可被下候 重畳五右衛門と申合せ候事 其已来

【注】峯雄 = (みなお) ? 城山か鹿ヶ嶽のことか?

【117頁】 60B

四十ヶ年弱 干草牛之草 吉荷かり之儀者 為何

文久元年辛酉(1861)五月~六月

懸合事も無之候事 これなく

以上

右之通り廉々宜様御取計被成可被下候

奉頼候 已上

六月廿七日 横田 秀五郎

緒方 弥左衛門

覚

【118頁】 61A

上田万村より去秋 した木下かり吉人二日参り

候處 懸合半途之内ニ取 へとも不仕 打過申

候 此段も先例と申立候而も叶不申候事

酉ノ六月廿七日 同人兩人

同七月九日御勤前二付 致出萩候二付

留守中之儀者石津伝右衛門江證人を以頼越

候事 九日廿日萩より帰宿之事

付り 右留守中 芝草干草并二下田万いれ葉之事

色々はなしも免出し候由 委細者石津氏ニ委敷記有之

【注】長口 = 免出(めだ)候由。夏申。

文久元年辛酉(1861)十一月、十二月

【16頁】 61B

十一月十五日

御願申上候事

大谷源内 當年四拾貳歳ニ罷成 末家統之実子
無御座候ニ付 私ニ男竹治当年拾六歳ニ罷成候と
申養子ニ致所望度段内談申談仕り候間 何卒
御心入を以被遂御許容被下候様奉願候 此段
御序之節宜様被成御取成可被下候 奉頼候 以上
十一月十七日 西尾平右衛門 判

【20頁】 62A

増野 勝太 殿

前書の通り私組内西尾平右衛門より願出候条
宜様被仰伺可被下候 頼存候 以上

増野勝太 判

同日

当役中殿

前書之通仕調 證人緒方弥左衛門持参ニ付 明十五日
当役座迄持参候事

【21頁】 62B

同日
一 中村五郎兵衛去年證人より差出候組内諸算用物判形相濟せ
緒方弥左衛門迄差返し候事

同日

一 来正月三日御規式弓組人数左之通り令沙汰
候事 尤夫々現人呼出可令沙汰筈ニ候得共 格別之
儀ニ而も無之ニ付 弥左衛門代聞ニ而相濟せ候事

頭ひし 横田秀五郎

二 高津権之進

【22頁】 63A

三 横田 丈衛門
五 梅地 金輔
四 下 伊佐槌
受替 梅津熊之丞
以上

十二月十三日

御中間

平右衛門

右石高上納之儀ニ付兼而被仰出も有之孰も承知之
前候 然る處御皆濟之砌 脇方取替米を以

【注】 皆濟ニ かいさり残らず返濟または納入すること。
取替米ニ (とりかえまい)?

【223頁】 63B

上納方上振向之段 勘基以不謂事二付 依これによつて之
御咎も被仰付筈候處 此度之儀者 偏ひとえ二
御了簡を以屹度御叱被仰付 已来右様之
不届無之様可ふとどき あいつつしむべく相 慎候事

西ノ十二月

前之通り此方ニ而御沙汰書相調在郷證人
迄差越 同人平右衛門呼寄 令申渡候事

【注】上納方ニ「じよつのがた」?

【224頁】 64A

同十五日

須佐作事方 緒方 弥左衛門
奥里郷山廻り 直詰 石川 要左衛門

右之通り申来り候二付 令沙汰候事
前書御受御礼申出候内届 爰こゝもと元職座江御礼
申出候段相達 尚萩当役松本良左衛門江例之通
書状差出候事

上御用処
用達人直詰

内田権右衛門

文久元年辛酉(1861)十二月

【225頁】 64B

右申来り候二付 令沙汰候事

同廿日

一 明年在須佐證人田村順左衛門 在郷證人横田秀五郎
直詰之令沙汰候事 秀五郎儀当年證二付引合最中二
一付 追おつて而廿五日罷出候節令沙汰候事

付り 来證人之儀先達せんだつて而緒方弥左衛門江申聞せ候處 同人
在郷之方申合せ都合行成之處者瀬尻・稗田尚於ときにおいて尔時
市味邊廻りニ相成来候 当年瀬尻ニ而候得者明年之處そつらえは

【注】稗田・市味ニ「いすれも下田万の地名。市味は昔は「市見」と書いた。田万川町史237頁）」

【226頁】 65A

者脇方江被仰候 而者いかゞ御座候哉 乍しかしながら尔續 而両
年も不仕つかまつらず

と申事者無御座候得とも実者秀五郎儀も当年秋證人
被仰付儀二候得者一先脇方江被仰付候ハ同人身為も宜御座
候と相考候一付申上候段申候得とも 身柄心得も有之 押おして而
来證人之処申付候 右之趣者当春已来芝草山之儀一付
色々いろくと免合も有之 只今ニ而先当分収り居候得共 何明春者
又またぞろ候右一件差起る儀と相考候一付 同人證人役之処
差替候 而者 右一条根ニ入存知之者少すくなく候 得共 只今

文久元年辛酉(1861)十二月

差替

【127頁】65B

他人江申付候そつろつては而者出訴被成者無之候得とも懸々之処より
いたし

候而者萬一不承知之廉出しゅつたい来候而組内至いたつてたいそう而太たい壯之儀
と相考

旁一付 前書之通り直詰之沙汰申付候事

同廿七日

一 組内引合無滞相濟候段在郷證人横田秀五郎届出候事

付り 右一付着代色銀四包持参一付ありあわせ有合着式三種一而

酒差(出)尚庵飯差出候事

同廿八日

【128頁】66A

当年も御用繁一付
金百足折紙
深川御供一付
同断
梅地金輔
弓法出精
横田秀五郎
劔術

劔術
弓法出精
中村泰市
劔術
弓法出精
西尾壮助

弓法出精
熊谷千代槌
手習出精
一付筆一对
緒方源藏

右之通り御意有之候事

御中間分拾巻人棒取手稽古出精二付鳥目百文被下置候事

須佐地組頭増野善左衛門萩留守二付留守中之処相頼候一付

劔術出精
大谷市之助
同断
有田亀槌

劔術
弓法
岩本藤太

【129頁】66B

右御意有之候事

同 御中間分九人棒取手出精一付同断

同晦日

一 緒方弥左衛門・由村順左衛門兩人共志同罷出證人交代仕

度奉存候間 交代被仰付下候様申一付 其沙汰申付候事

付り 緒方弥左衛門無扱儀二付実小シ早ク参り候一付追おつて而順

右衛門罷出何なにとぞ卒一同罷出候道理一被仰付被下候様相

頼候一付

【130頁】67A

一同に罷出 交代申付之道理一引受候事

一 須佐地組 證人石川与三兵衛・椋重藏一同罷出交代仕度

と申一符令其沙汰候事

完